第三号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

指　定　整　備　記　録　簿

○点検及び整備の概要等

○検査機器等による検査

制動力					前照灯		前部霧灯	警音器
前軸	前前軸	右 N	軸重	左右差 N	取付高さ	右	左	
		左 N	kg	N/kg				聴感・テスタ
	前後軸	右 N	軸重	左右差 N		cm	cm	cd デシベル
		左 N	kg	N/kg				速度計の誤差 定常走行騒音
後軸	後前軸	右 N	軸重	左右差 N	光軸	下	下	＋・－ 聴感・テスタ
		左 N	kg	N/kg		cm	cm	km/h デシベル
	後後軸	右 N	軸重	左右差 N		左・右	左・右	指示計の振れ 排気騒音
		左 N	kg	N/kg		cm	cm	km/h 聴感・テスタ
計		N	車両重量	N/kg	光度	主×100	主×100	速度表示灯の誤差 C O
手動		N	kg	N/kg		cd	cd	＋・－ km/h %
走行テスト等の方法と結果						副×100	副×100	タイヤの振れ H C
						cd	cd	良・否 4∞・2∞・特殊 ppm
								サイド・スリップ 黒煙・粒子状物質
								イン・アウト 視認・テスタ mm % m^{-1}

○目視等による検査

構造	① 最低地上高	□
	② 最大安定傾斜角度	□
	③ 最小回転半径	□
装置	① 原動機及び動力伝達装置	□
	② 走行装置	□
	③ 操縦装置	□
	④ 制動装置	□
	⑤ 緩衝装置	□
	⑥ 燃料装置及び電気装置	□
	⑦ 車枠及び車体	□
	⑧ 連結装置	□
	⑨ 乗車装置及び物品積載装置	□
	⑩ 前面ガラスその他の窓ガラス	□
	⑪ 騒音防止装置	□
	⑫ ばい煙等の発散防止装置	□
	⑬ 灯火装置及び反射器	□
	⑭ 警報装置	□
	⑮ 指示装置	□
	⑯ 視野を確保する装置	□
	⑰ 走行距離計その他の計器	□
	⑱ 防火装置	□
	⑲ 内圧容器及びその附属装置	□
	⑳ その他	□

○自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽・大特		自家用・事業用				人	kg

車両重量	車両総重量	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
kg	kg		cm	cm	cm	kW l	ガソリン・軽油 LPG・その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年　月　日
依頼者の氏名又は名称及び住所	

（依頼者の依頼事項）

初度登録年月又は初度検査年月	
年　月	
検査の年月日	
年　月　日	
自動車検査員の氏名	
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号	保安基準適合標章交付
	有・無
限定保安基準適合証の番号	

（備考）

（日本工業規格A列３番）

備考

(1)　「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。

a　車台番号

b　自動車登録番号又は車両番号

(2)　前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄の記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。

(3)　一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄の記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。

(4)　「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄の記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。

(5)　「目視等による検査」欄には、別表第2の構造に関する検査のうちロ、装置に関する検査（その2）及び装置に関する検査（その3）の項目についての検査結果を記載すること。